

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第147号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「立入検査」の右に「及び質問」を加え、同条第3号中「第18条」を「第18条第1項」に改め、同条第5号中「立入検査」の右に「及び質問」を加え、同条第9号中「第39条」を「第39条第2項及び第3項」に改め、同条第10号中「第11条」を「第11条第1項」に改め、「立入検査」の右に「及び質問」を加え、同条第11号中「第9条」を「第9条第1項」に改め、「立入検査」の右に「，指示及び試験」を加える。

第6条の見出し中「毒物劇物監視員」の右に「への委任」を加え、同条第1号中「立入検査」の右に「，質問及び収去」を加える。

第7条の見出し中「薬事監視員」の右に「への委任」を加え、同条第1号中「立入検査」の右に「及び質問」を加える。

第9条第1号中「立入検査」の右に「及び質問」を加える。

第10条第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改め、「立入検査」の右に「，質問」を加える。

第11条第2号中「立入検査」の右に「，質問」を加える。

第12条第1号中「第24条」を「第24条第1項」に改め、「立入検査」の右に「及び質問」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)